

法改正トピックス

第6回/全8回

多様な法改正への対応は、社労士試験合格の重要なカギとなります。要点を押さえた解説の後は演習問題を解いて、法改正対策を進めていきましょう。

社会保険労務士
北村 庄吾

(ブレイン社会保険労務士法人 代表社員)



社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。掲載順は科目講座の進行とは関係なく、すでに確定している重要改正から紹介していきます。

1 裁量労働制に関する改正

労働基準法

令和6年4月1日施行

★★★★

改正の概要

裁量労働制（専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制）について、労基則及び関係告示が改正され、協定事項・決議事項の見直しなどが行われました。

内容

1 専門業務型裁量労働制に関する改正

(1) 専門業務型裁量労働制の対象業務の追加

<労基則24条の2の2第2項6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務（平成9年労働省告示7号／改正：令和5年厚生労働省告示115号）>

旧	新
1～7 略 (新設)	1～7 略 2号 <u>銀行又は証券会社における顧客の合併及び買収に関する調査又は分析及びこれに基づく合併及び買収に関する考案及び助言の業務</u>
以下 略	以下 略

確認 専門業務型裁量労働制の対象業務

業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省令〔一部、厚生労働大臣の告示〕で定める業務のうち、